

抜本的な地球温暖化防止対策の推進と
京都議定書の早期批准・発効を求める意見書

2001年11月にモロッコのマラケッシュで開かれた気候変動枠組み条約第7回締約国会議(COP7)で、京都議定書の具体的な運用ルールの合意によって、京都議定書は先進各国の批准と2002年発効に向けて大きく動き出しました。

一方で気候変動はこれまでの予想を超える速度で進行しており、地球温暖化防止は、現在の先進国に生きる私たちの、将来世代に対する義務です。私たちは、2002年に京都議定書が発効され世界が協調して地球温暖化防止に取り組むことを強く願っています。日本は、京都議定書を採択した議長国として国際交渉の場でリーダーシップの発揮を期待される特別な立場にあり、その批准が京都議定書の発効に不可欠であります。

2002年8月に開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」の期間中に京都議定書が発効させるため、5月末までには日本の批准を確実に終わることが求められています。

さらに、京都議定書の第一約束期間が始まる2008年に向けて、環境負荷が小さい自然エネルギー(風力、太陽光・熱、バイオマス、小水力など)の普及を促進するための法制度など、個別法の制定・改正や税財政措置を早め早め実施していくことが求められています。

よって北谷町議会は、ヨハネスブルグサミットで京都議定書が発効させるべく5月末までに確実に日本の批准を終え、同時に議定書の目標達成を担保する法律として地球温暖化対策推進法の改正を行い、さらに2008年に向けて個別法の制定・改正や税財政措置を早め実施していくよう、強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2002年3月27日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣
環境大臣
外務大臣
経済産業大臣
国土交通大臣